

デジタルギフト利用約款

公開日 2025/11/27 最終更新日 2025/11/27

第1条(目的)

ギフト利用約款(以下「本約款」といいます。)は、特定非営利活動法人福祉と社会の架け橋(以下「当社」といいます。)が発行する、次条において定義するデジタルギフト(以下、「ギフト」といいます。)のご利用について規定するものです。利用者(以下「お客様」といいます。)は本約款に従ってギフトをご利用いただくものとします。

第2条(定義)

本約款において使用する語句の定義は、別途指定されない限り、次の通りとします。

- ① 「交換専用サイト(以下、「交換サイト」といいます)とは、ギフト発行元(株式会社青葉ギフト)が運営するインターネット上でギフトと商品を交換するサイトをいいます。
- ② 「デジタルギフト」とは、無償で提供される、あらかじめ券面または電子メール等への記載金額相当の貨幣価値が電子データとして蓄積され、当社が認めた商品への交換をするための専用機能を有する、当社が発行する手段をいいます
- ③ カードタイプのギフトを「カードタイプ」といいます
- ④ 電子メール等電子データで送信されるギフトを「コードタイプ」といいます

第3条(ギフトのご利用方法)

1. ギフトのご利用に当たっては、受領したギフトにある交換場所で、ご利用いただくことができます。
2. お客様が、店頭でご利用いただく場合には、交換画面を販売員に提示することが必要となります。
3. お客様が、交換サイトでご利用いただく場合、また、EC サイトでご利用いただく場合には、利用される画面の指示に従って、商品に交換を行ってください。
4. お客様のご利用の際に「チケットコード」「ID」「パスワード」などの入力が必要となる場合があります。

第4条(ギフトの管理と禁止行為)

1. お客様は、お持ちのギフトに記載されたチケットコードやギフトコードを厳重に管理するものとし、第三者に知られないようにしなければなりません。
2. お客様は、受領したギフトの換金、返金はおこなえません。
3. お客様は、転売や質入れなどはおこなえません。
4. お客様は、ギフトを紛失した場合でも再発行を求めることはできません。
5. 当社および関係者の信用を毀損する行為はおこなわないでください。
6. お客様が本約款に違反または違反している疑いが強いときには、お客様のギフトを無効化させていただきます。
7. お客様は、上記の無効化措置による損害賠償の請求はおこなうことができません。

第5条(有効期間)

1. ギフトの有効期間は、受領したギフトの画面上でご確認願います。
2. 有効期間を経過したギフトご利用の有無にかかわらず効力を失い、返金、払戻し等はありません。
3. ギフトを商品交換等に利用した場合には、有効期間の有無にかかわらず失効いたします。

第6条(システム保守・障害等)

停電、システム障害、メンテナンス障害、ギフト券の改竄、偽造または変造、その他やむを得ない事情があるときは、当社は予告なくギフトのご利用内容の一部または全部を一時的に停止できるものとします。その際、ギフトがご利用いただけないことによる不利益または障害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第7条(個人情報の取扱い)

1. 本サービスでは、住所、氏名、連絡先などの個人情報を入力し、手続を行います。入力された情報は本サービス(入力された情報を商品を発送する施設に提供し、発送依頼を受けた施設より交換された商品を発送)を提供するために一時保持いたしますが、保存することはありません。サービス提供に必要な送付状作成などの処理を行った時点で、情報はサーバーより消去されます。
2. 本サービスの利用を一旦終了すると、入力された情報は消去されます。再度ご利用いただく際には、もう一度情報を入力していただきます。ご注意ください。

第8条(約款の変更)

本約款は変更させていただくことがあります、変更が生じた際には当社のWEBサイトにてお客様に周知をさせていただきます。

第9条(裁判管轄)

当社とお客様は、本約款に基づく取引に関する一切の紛争について、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(ギフト提供元)

特定非営利活動法人福祉と社会の架け橋

(ギフト発行元)

株式会社青葉ギフト

227-0034 神奈川県横浜市青葉区桂台2-13-25

メール support@aubagift.com

電話 045-878-0998